

安芸高田市まちづくりサポーター保険制度Q & A

1. 対象者・対象活動について

Q1 誰が保険の対象者となりますか。

A: 安芸高田市内に活動拠点を有する市民活動団体(地域振興組織などの市民活動を継続的、計画的に行う非営利団体)において市民活動を実践し、従事又は参加する者。

Q2 保険を受けるためには事前に名前などを登録する必要がありますか。

A: 事前の登録は不要です。

団体規約・事業計画・事業報告書、活動者名簿等の書類又は団体の責任者や目撃者(親族以外)の証明などで、活動がまちづくりサポーター保険制度の趣旨に合致したものであることが明らかであれば保険が適用されます。

Q3 報酬を1円でも得たら対象にならないのですか。

A: 報酬を得る活動は対象となりません。ただし、交通費や昼食代などの実費は、報酬とはみなしません。

Q4 事故が発生しました。どの様に対応すればいいでしょうか。

A: 責任者の方は、事故現場対応が終了後、地方創生推進課または各支所窓口係へ連絡してください。対象者の住所、氏名、連絡先、団体の概要、活動内容、事故発生日時、場所、事故の状況、目撃者の連絡先等についてお伺いし、事故報告書の提出など今後の事務処理についてご説明します。

Q5 地域振興組織が開催した運動会で、参加した選手が競技中に転倒し、けがをしました。この場合は対象になりますか。

A: 対象となりません。

スポーツ活動や文化活動、各種イベントなどにおいては、指導者・審判・準備・片付けなどを行う人など運営に関わる活動は対象となりますが、競技者、出演者、受講者、観覧者、見物人などは、市民活動に自主的・自発的に参加し、奉仕性のある活動を直接的に実践しているとは言い難いため対象とはなりません。

(対象となる参加者の例)

- ・ 地域振興組織などにおける清掃活動への参加者
- ・ 地域における防犯パトロールへの参加者
- ・ ボランティア団体による社会福祉施設への慰問活動への参加者 など

(対象とならない参加者の例)

- ・ 地域ソフトボールの選手
- ・ とんどや盆踊りの参加者
- ・ 福祉イベント会場への来場者
- ・ 講演会の聴講者 など

Q6 合唱の指導者として活動中、段差のあるところから足を踏み外して骨折しました。この場合は対象になりますか。

A: 対象となります。

この場合は指導者なので対象となりますが、指導を受けていた参加者は、Q5 と同じ理由により対象とはなりません。

Q7 私は安芸高田市外に居住するものですが、安芸高田市内のボランティア団体に加入し環境美化活動等を行っています。事故が発生した場合、私も対象となりますか。

A: 対象となります。

次の場合が対象になります。

- ・ 安芸高田市内に活動拠点を有する市民活動団体に属し、安芸高田市内および市外に居住する者が日本国内で行う活動

次の場合は対象となりません。

- ・ 安芸高田市外に活動拠点を有する市民活動団体に属し、安芸高田市内で行う活動

Q8 神社の祭りで、荷物を足に落としけがをしました。この場合は対象になりますか。

A: 神社のための行事と思われ、祭りの運営に直接かかわる活動(神事など)は、公共性のある活動とは考え難いため対象となりません。ただし、祭りに合わせて町内会などが行うイベントなど伝統文化の継承・振興や地域振興などを目的とした公益性のある活動と考えられるものの指導や運営については対象となります。

Q9 チェーンソーを使った森林ボランティア活動をします。事故が発生した場合、対象となりますか。

A: チェーンソーなど動力機器で木を切り倒す作業や高所での枝打ち作業など、危険度が高い活動は対象となりません。ただし、動力草刈機などを使用しての下草刈作業については対象となります。

このほか、対象とならない危険度が高い活動の例

- ・ 災害時の2次災害が予想されるような危険な場所での活動(ただし、被災者支援、救援物資の提供など危険度が低い活動は対象となります)
- ・ 銃器を使用する害獣駆除ボランティア活動
- ・ 自作のいかだなどによる川くだり など

(その他これらに類する危険度の高い活動については、事前にご相談ください。)

2. 賠償責任事故について

Q10 地域振興組織の地域環境美化運動で草刈作業中、跳ねた石で自動車のガラスを破損しました。この場合は対象になりますか。

A: 対象となります。

活動中の他人に対する身体傷害又は財物損壊等により、法律上の賠償責任を負担することになった場合は対象となります。

Q11 発生した事故に対して団体側に賠償責任があるようなのですが、この場合も対象になりますか。

A: 団体の活動計画に無理があったなど、団体に所属する活動者に対する法律上の賠償責任が、団体にまで及ぶような場合には、団体自体も対象となります。

Q12 地域振興組織の地域清掃活動で、自動車を運転中に人をはねてけがをさせてしまいました。この場合も対象になりますか。

A: 自動車による賠償責任事故は原因の如何を問わず対象となりません。

Q13 Q12において、自動車を運転していた私や同乗の人もけがをした場合はどうなりますか。

A: 運転者及び活動するために同乗していた人のけがは傷害補償の対象となります(他覚症状のないむちうち症・頸椎捻挫・腰痛は対象となりません)。ただし、運転者については無資格運転、酒酔い運転等の場合は対象となりません。

Q14 高齢者のための給食活動を行っていますが、もし食中毒が発生した場合は賠償補償の対象になりますか。

A: 食材が悪かったためでなく、調理中あるいは運搬中に原因があった場合は対象となります。

Q15 活動の集合場所へ自宅から自転車で行く途中、他人にぶつかりけがをさせてしまいました。この場合も対象になりますか。

A: 賠償補償の対象にはなりません。

Q16 活動の集合場所へ自宅から自転車で行く途中、転倒してけがをしました。この場合も対象になりますか

A: 活動者自身がけがをした場合は、自宅と活動場所の一般的な経路の往復中の事故で、あらかじめその行動が予定されていたことが事業計画書や名簿等で明確に立証できる場合は、活動者の傷害補償の対象となります。ただし、私用でどこかに立ち寄り場合には対象となりません。

Q17 当事者間で示談を済ませてしまいました。保険金は支払われますか。

A: 示談の内容が法律上の賠償責任の範囲内の金額を負担するものであれば、保険金で損害賠償額を賄うことができます(限度額の範囲内)。

ところが、法律上の賠償責任はないのに道義的理由だけで見舞金等を支払ったり、たとえ法律上の賠償責任があるとしても、むやみに高額な賠償金を支払ったり、保険会社の承諾を得ずに訴訟費用等を支出した場合には、保険金は法律上の損害賠償責任の額しか支払われませんので、保険金で賄うことはできなくなります。

当事者間で示談をする前に、まず市(保険会社)とよく相談し、話を進める必要があります。

Q18 賠償補償の保険金の請求はいつするのですか。

A: 損害賠償額は示談の成立もしくは裁判所の判決により確定します。したがって、その後に請求していただきます。なお、原則、損害賠償額が確定した日から **30 日以内**に請求してください。

3. 傷害事故について

Q19 保険の対象となる傷害事故とはどのようなものですか。

A: 保険の対象となるのは、市民活動中の急激かつ偶発的な外来の事故、又は**熱中症、細菌性及びウイルス性食中毒**による事故が対象となります。

Q20 活動中に熱中症になりましたが、保険の対象になりますか。

A: 対象となります。

Q21 活動中の賄い弁当などによる食中毒は傷害補償の対象になりますか。

A: 対象となります。

Q22 入院の際の差額ベッド代や付添看護費用などは保険金の対象になりますか。

A: 入院及び通院保険金の支払いは、実際にかかった費用を基準に支払うのではなく、入院は1日につき 3,000 円、通院は1日につき 2,000 円を支払う定額払いです。用途は特に制限されませんので、入院・通院に要した各種費用に適宜充当することができます。

Q23 活動中、頭を強く打ったので念のため病院で検査を受けました。結果として、幸いにも異常は認められませんでした。この場合も対象になりますか。

A: 検査と治療とは異なるものであり、検査のみの場合は対象となりません。ただし、検査後に治療を受けた場合は、検査に要した日数分も支払われることがあります。

Q24 いったん治癒したと思った傷口がまた悪化し、医師の治療を受けました。この場合も対象になりますか。

A: 前のけがが原因で再度具合が悪くなった点について、医師の証明が得られるものについては対象となります。ただし、保険金支払いの対象となる期間は、事故の日から 180 日間が限度であり、前の治療分と合わせて、通院の場合は 90 日、入院の場合は 180 日がそれぞれの限度となります。

Q25 死亡、後遺障害、入院、通院の保険金は各々支払われますか。

A: 各々支払われますが、支払い限度額は次のとおりです。

- ・ 死亡または後遺障害 = 700 万円
- ・ 死亡または後遺障害 + 入院 + 手術 + 通院 = 700 万円 + 入院、手術と通院の合計金額

ただし、入院補償金が支払われない場合は、手術補償金は支払われません。

Q26 傷害補償の保険金の請求はいつするのですか。

A: 保険金の種類によって次のようになります。

- ・ 死亡 死亡の確定、及び相続人の確定後
- ・ 後遺障害 後遺障害の程度が確定した後。ただし、事故後 180 日までに確定しない場合には、事故後 180 日目における医師の診断を受けた後となります。
- ・ 入院・通院 入院及び通院日数が確定するためには、治癒することが必要なので、治癒後になります。

なお、原則、それぞれの確定した日から 30 日以内に請求してください。

Q27 入院・通院の保険金の請求の際には、必ず医師の診断書が必要ですか。

A: 請求額が 10 万円以下の場合、保険会社所定の申告書にかえることができます。

Q28 診断書料は保険金で支払われますか。

A: 支払われません。傷害の程度を立証する費用で、請求者の負担となります。

4. その他

Q29 まちづくりサポーター保険制度ができたので、今まで加入していたイベント・スポーツ保険は加入しなくてもいいですか。

A: まちづくりサポーター保険制度は全ての活動をカバーできるものではありません。行事の内容などを考慮いただき、別途にイベント・スポーツ保険等に参加するなどの対応をお願いします。(Q5をご参照ください。)

Q30 事故報告をする時に必要な団体規約・事業計画・参加者名簿を整備していません。保険の対象となりますか。

A:まちづくりサポーター保険制度は、原則、公益性のある計画的・継続的である活動であることが客観的に判断できる活動を対象としています。集落など団体規約等がない場合、公益性、計画的・継続的活動であることを客観的に判断できる書類(第三者の証明、活動記録など)が提出できれば認められます。